

IV 都市防災

<現状・課題>

①火災延焼のリスクへの対応

- ・一般国道15号と東京大師横浜線の間には、密集市街地が多く分布し、火災延焼リスクなどの高い地域が点在しています。
- ・面的整備が行われずに市街化が進んだ狭い道路が多い地区では、密集市街地の改善による不燃化の促進や、狭い道路の改善、公園・緑地などのオープンスペースの確保などによる市街地の安全性の向上が課題となっています。

②住工混在市街地や臨海部の安全性向上

- ・東京大師横浜線沿線の準工業地域では、工場と住宅との混在や密集がみられ、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。
- ・臨海部の工業専用地域は、石油コンビナートや危険な物質を扱う工場が集積しており、震災時における火災発生や埋立地特有の液状化現象などが懸念されています。

③風水害のリスクの高まり

- ・川崎区の多くは、多摩川の蛇行や州によってつくられた多摩川低地に市街地が広がっており、大雨による浸水被害の発生や地震時における液状化現象が懸念されています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の増加、台風の強大化などにより、大規模な浸水被害発生のリスクが高まっています。特に、令和元年東日本台風がもたらした記録的な大雨では、多摩川河港水門付近において浸水被害が発生したため、対策が課題となっています。
- ・水害から生活環境を守るために、多摩川の治水対策と総合的な雨水排水対策により、まちの治水の安全性向上が課題となっています。
- ・台風などによる高潮からの浸水被害を防ぐために、防潮堤の機能維持が課題となっています。

④巨大地震への備え

- ・東北地方太平洋沖地震や熊本地震、北海道胆振東部地震をはじめとした巨大地震を契機に、市民の地震に対する意識にも高まりがみられます。
- ・巨大地震の発生に備え、被害軽減対策、二次被害防止対策などの事前対策を進めるとともに、復興に向けた準備を進めることができます。
- ・巨大地震などの災害時に鉄道、バスなどの公共交通機関が止まった場合、通勤・通学者、買い物客・観光客が帰宅などを行えない状況となり、川崎駅など主要駅周辺での滞留者や主要道路での帰宅困難者による混乱を未然に防止するため、区・企業・交通事業者・集客施設などが連携・協力し、役割分担を明確にして地域ぐるみで対応を行う必要があります。
- ・大規模な地震の発生を想定した場合、川崎区の広範囲で津波浸水が予測されており、対応が課題となっています。

⑤地域防災力の向上

- ・過去の震災の教訓から、大規模かつ広域な震災における公助の限界が明らかとなり、身近な地域における自助・共助の役割が重要となっています。
- ・しかし、高齢化や住民同士のコミュニティの希薄化が進む中で、避難などが課題として指摘されており、災害情報の周知、防災意識の向上に向けた取組の推進、災害時における共助の体制づくりが求められています。

■現状図



平成31(2019)年3月現在

1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

①防火地域の拡充

- ・災害時における緊急交通路などとして重要な幹線道路の機能確保や都市の不燃化促進など、都市の防災性向上を図るため、防火地域拡大などの効果的な防火対策を検討します。

②オープンスペースの確保

<道路空間の確保>

- ・火災延焼被害の軽減を図るため、延焼遮断機能を有する都市計画道路などの整備を推進します。

<公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、災害時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車などの緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積などの場所としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備拡充に努めます。

<工場等跡地の防災的利用>

- ・大規模な工場や事業所などの土地利用転換に際しては、避難地や防災空間の確保など、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。特に、工業地帯と既成市街地の間は、環境改善や防災性の向上に資するため緩衝帶機能を高めるために、大規模な土地利用転換にあわせて、緑地やオープンスペースなどの防災空間の確保を誘導します。

③緑化の推進

- ・幹線道路などにおける植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。



街路樹

(2) 震災に強い市街地の形成

①鉄道駅周辺の整備

- ・川崎駅周辺地区の交通広場では、防災機能の充実を図るとともに、市街地再開発事業などの推進や地区計画などによる土地利用の適切な誘導により、防災空間などを確保し、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・京急川崎駅周辺地区は、緊急車両の通行が困難な狭い道路や老朽建築物が多く、また多摩川に近く水害の危険性もあるため、震災や水害などを考慮した避難経路の確保に努めます。

②密集市街地の改善

- ・老朽木造住宅などが密集し、大規模地震時に建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地では、防災性の向上に向けて、耐震・耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するとともに、地域特性に応じた防災上の課題解決に向けて住民と協働し取り組みます。

- ・密集市街地のうち、重点的な対策の優先度が極めて高い小田周辺地区を「不燃化重点対策地区」として位置づけ、建物の新築時の耐火性能強化を義務化する防火規制条例による不燃化の促進や公園・空地の確保、官民連携による様々な手法を活用し、密集市街地の改善を進めます。
- ・不燃化重点対策地区については、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として防災再開発促進地区にも指定されているため、老朽木造建築物などの除却や建替え、共同化にあわせた建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、延焼の拡大防止や避難地、避難路の確保をめざします。
- ・密集市街地においては、建築基準法上の接道要件を満たさない敷地が存在していることなどにより、建替えなどが難しい状況にあるため、連担建築物設計制度の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

③建築物の耐震化の促進

- ・地震時の建築物の倒壊などによる被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、昭和56（1981）年以前に建築された耐震性が不足する住宅や特定建築物などの民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修などに係る支援を行い、建築物の耐震化を促進します。
- ・災害時に基幹道路に求められる救命救助・消火活動・救援物資の輸送などの機能を維持するため、災害時に通行を確保すべき道路を指定し、対象となる沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、沿道建築物の耐震化を促進します。

④臨海部の安全性の向上

- ・臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設などが集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災などの発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、大規模石油タンクの耐震性強化などを促進します。また、工場などの機能更新や土地利用転換に際して不燃化施設の立地などを促進するとともに、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます。

（3）浸水被害の軽減

①河川の整備

- ・集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されているため、雨水貯留浸透施設の設置促進などにより、治水安全度の向上をめざします。
- ・多摩川河口から国道1号付近までの多摩川沿川市街地において、高規格堤防の整備と併せた市街地整備事業などを誘導することで、安全性の向上を図るとともに多摩川の自然資産を活用した市街地と河川敷が一体利用できる空間の形成をめざします。
- ・河川水を災害時における消防用水や生活用水として利用する防災施設の適切な維持管理など防災に関する取組を進めます。

②浸水対策

- ・総合的な治水・浸水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には雨水貯留浸透施設設置の指導などにより、降雨時に雨水が一気に下水道や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、雨水浸透施設や透水性舗装の整備などを進めます。
- ・特定都市河川の鶴見川流域では、「鶴見川流域水害対策計画」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、目標対策量の確保に努めます。
- ・下水道の雨水整備については、整備水準を5年確率降雨（時間雨量52mm）とし、浸水リスクの高い地区では10年確率降雨（時間雨量58mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。

- ・局地的な集中豪雨などによる浸水被害が発生していることから、重点化地区における雨水管きょの整備を推進します。
- ・河港水門周辺では、高規格堤防の整備と併せた市街地整備など、今後の水門及び周辺整備のあり方について、地域の関係者などと検討を進め、多摩川沿川市街地の安全性の向上を図ります。
- ・気候変動などによる浸水被害のリスクの増大を踏まえ、被害の最小化に向けて、内水ハザードマップなどを活用した地域住民などへの周知などにより自助・共助を促進し、水害に強いまちづくりをめざします。
- ・大規模な建築物については、浸水により受変電設備などに被害を受けた場合、エレベーターや給水設備などのライフラインに問題が発生することから、所有者などに対し、今後、建築物の新築・既存の建築物の改修などにおいて、国のガイドラインなどを踏まえた浸水被害などを防止するための適切な対策に係る普及啓発を行います。

③海岸対策

- ・高潮などの浸水被害から後背地を防護するため、「海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の適切な維持管理及び改良を推進します。



河港水門

2**災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします****(1) 都市機能の防災性の向上****①交通環境の整備**

- ・災害時の被害を軽減するため、関係機関との連携による鉄道施設や道路施設の耐震化を促進するとともに、都市全体の復旧、復興を牽引する防災性の高い交通ネットワークの形成をめざします。
- ・災害発生時の救出・救助活動や救援物資の輸送などを円滑に行うため、緊急輸送道路に位置づけられている国道409号や国道357号などの整備に向けた取組を促進し、市民・道路利用者へ周知するとともに、機能の確保に向けた沿道建築物の損壊を防ぐ取組を促進します。
- ・市民生活において重要な生活道路などにおける橋りょうの耐震対策を進めます。
- ・道路や橋りょうなどの道路施設について、適切な管理に努めるとともに、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。
- ・電柱の倒壊や電線の切断による道路の寸断を防ぐため、国の動向を踏まえるとともに、「川崎市無電柱化整備基本方針」に基づき、円滑かつ効率的な無電柱化の推進を図ります。

②ライフラインの整備

- ・老朽化した水道施設や下水道施設の更新・耐震化を計画的に推進します。
- ・ライフライン事業者などの多様な主体との協働・連携による災害時の燃料確保や応急対策などの取組を促進します。

③災害対策拠点等の整備・活用

- ・川崎市役所本庁舎について、災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組みます。
- ・大師・田島支所について、機能再編や庁舎建替えの機会を捉え、地域防災力向上に向けた体制や防災上の活用に向けた検討を進めます。
- ・大規模災害における緊急物資などの輸送機能を確保するため、千鳥町及び東扇島における耐震強化岸壁の整備を進めます。
- ・首都圏における基幹的広域防災拠点として機能する東扇島東公園を活用し、防災性の向上をめざします。

(2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ・防災拠点となる公共施設などにおいて、再生可能エネルギー・カージェネレーションシステムなどの導入などを推進し、都市の脱炭素・低炭素化と自立分散型エネルギー化とともに、災害時における行政機能の維持を図ります。

(3) 質の高い復興対策の推進

- ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセスなどを市民と共有し、予防と復興への機運醸成や復興準備のさらなる質的向上を図ります。
- ・復興にあたっては、被災状況に応じて、道路や公園などの基盤の整備・改善に向けた、土地区画整理事業などの取組について、速やかに市の方針案を策定したうえで、住民との協働により検討を進め、暮らしやすく災害に強いまちづくりをめざします。

3 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点及び避難所の整備

①地域防災拠点の整備

- 市立中学校を「地域防災拠点」として位置づけ、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能などを有する施設として整備を図ります。

②避難所の整備

- 地域防災拠点及び市立小学校などの避難所について、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となるよう、施設の耐震性などの安全性を確保するとともに、施設の更新などにあわせて、避難者の居住空間として避難者が安心して健康などを維持できるよう全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮した運営体制の構築やバリアフリー対策に努めます。

③消防署等の整備

- 老朽化した消防署などの改築などを進め、総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。

④安全対策の推進

- 高層ビル、地下街、ターミナル駅の安全確保に向け、建築物所有者などによる安全対策を促進します。
- 大規模災害に伴う公共交通への集中回避に向け、一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保などの帰宅困難者対策の取組を推進するとともに、駅周辺における物資の確保や運行情報の伝達手法の検討など、緊急時に備えた取組を推進します。
- 川崎駅周辺地区では、「川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、多様な主体との連携による一時滞在施設の確保や災害情報の提供、訓練の実施など、帰宅困難者対策の取組を推進します。
- 防災関連の施設や災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムなどを整備し、本市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。
- 災害時の円滑な避難をめざし、広域避難場所などの安全に避難できる場所の確保に努めます。

⑤津波避難対策の推進

- 津波からの一時的な避難のため、堅固な中・高層建物を利用した津波避難施設の指定・周知を図るとともに、学校などの公共施設においては備蓄倉庫などの施設を上層階に配置するなど、津波による浸水を想定した対策に努めます。

(2) 避難路の安全性の確保

①避難路のネットワーク

- 地域防災拠点や避難所などへの安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、住民の発意による生活道路の安全性の点検、地区計画や建築協定などを活用した自主的な建物壁面の後退のルールづくりなど、住民の主体的な防災まちづくり活動を支援します。
- 狭い道路については、緊急車両の通行や延焼防止など防災面に配慮した整備・改善を行うために、建物の建替えなどにあわせて、道路の拡幅や行き止まり道路の解消を促進し、地域の防災性の向上を図ります。
- 多摩川や鶴見川の沿川地域では、大雨による河川の氾濫が想定されるため、洪水ハザードマップなどにより、住民自らが避難先や避難経路の確認ができるよう、情報の提供を進めます。

②ブロック塀等の倒壊防止

- ・ブロック塀などの倒壊を防止するために、公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化などの改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのあるものについては改善の意識醸成や指導などに努めるとともに、住民の発意による地区計画や建築協定などを活用した生垣化やフェンスなどの垣・さくのルールづくりなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、安全対策を促進します。

③落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや外壁、広告物などの破損落下による危険を防止するため、所有者または管理者に対する改修の指導や啓発に努めます。また、公共建築物については、建築物の窓ガラスや外壁、看板などについての落下防止対策に努めます。

4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

(1) 防災知識の普及による防災意識の向上

- ・地震による被害想定や洪水、土砂災害などの災害に関するハザードマップや過去の災害情報などを活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図ります。
- ・災害への対応は公助だけでなく、自助・共助（互助）の取組が重要になることから、災害時における協力体制を整えるとともに、災害への備えについての周知・啓発を行い、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ・洪水のおそれがある多摩川や鶴見川の沿川では、土のうなどによる対策が講じられるよう、市内の水防倉庫に水防用資器材を保管するなど地域の水防活動を支援する取組を推進し、地域防災力の強化に努めます。
- ・津波による浸水が想定される地域では、津波ハザードマップや「川崎市津波避難計画」の周知などにより、正しい防災知識の普及や防災意識の向上を図ります。

(2) 地域住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・火災延焼などのリスクが高い小田周辺地区などでは、町会、自治会、自主防災組織などを中心とした地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域課題の抽出・共有を図るとともに、対策の検討とその実現に向けた地域住民主体の防災活動を支援し、地域防災力の向上をめざします。

■都市防災方針図



一方針一

- 緊急交通路
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 基幹的広域防災拠点
- 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区
- 協働による防災まちづくりの推進地区

一基本凡例一

- | | | |
|--------------------|---|-----------------|
| ■ 地域防災拠点(中学校) | ■ | 主な公園・緑地等 |
| ● 避難所 | | |
| ○ 消防署 | △ | 主な施設 |
| ●○○ 市役所・区役所・支所 | | |
| — 鉄道 | — | 自動車専用道路 |
| — 鉄道 | | |
| — 自動車専用道路(事業・計画区間) | — | 都市計画道路(完成・概成区間) |
| — 都市計画道路(事業・計画区間) | | |
| — 隣接道路(事業中) | — | 河川 |
| — 防火地域 | | |
| — 広域避難場所 | — | ▲ 大師河原水防セラバー |
| — 多摩川 | | |

平成31(2019)年3月現在

※災害の種類に応じた避難場所については、各種ハザードマップをご確認ください。